



おだ かつひさ PRESS

〒216-0003
川崎市宮前区有馬6-6-1 五十嵐ハイツ102号
TEL & FAX : 044-856-5456
E-mail: oda@odakatau.com
URL http://odakatsu.com/



川崎市議会議員(宮前区)
おだ かつひさ

川崎市は政令指定都市です。政令指定都市とは、政令により県の事務を委ねられている自治体のことで、事実上、県と同格とされています。政令市になると県を通さずに直接に国と交渉ができます。

県から移譲されている代表的な事務(大都市特例事務と言います)は、保健所、児童相談所など、さらに国道や一級河川の一部に関わる維持補修のための土木事務所(道路公園公園センター)の事業などです。

権限と財源が一元化することにより、より地域の実情にあわせた市民サービス提供やまちづくりを進めることができます。

◎県から税金を取り返そう

川崎市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを川崎市から受けているのに、その経費を県税として負担しており、**受益と負担の関係にねじれが発生しています**。この税制上の措置が不十分となっています。実態が大きな課題です。

因みに、本来市民に還元すべき市税をかつて、毎年約146億円も使用して、市の職員が県の仕事をしていることになるのです。(図1参照)

政令指定都市である川崎市に県は必要か？
県から税金を取り返し、市民サービスに還元したい

図① 大都市の事務に付の特例に伴う税制上の措置不足額 (平成30年度予算に基づく概算)



◎政令市の県議会議員の役割は？

さらに、市域で納付された県税の川崎市域への還元率も5割未満となっています。(図2参照)

次期自治体議員選挙は、川崎市と県との役割、川崎市(政令市)選出の県議会議員の役割を考えるよい機会でもあります。

おだ かつひさ (織田 勝久) プロフィール

- ◆1961年、川崎市幸区生まれ。
- 駒場東邦高校、中央大学 法学部卒業(地方自治、都市政策専攻)
- ◆国会議員秘書を経て、2003年川崎市議会議員初当選。
- 現在4期目。市議会総務委員会委員長、健康福祉委員会委員長、議会運営委員会副委員長、市議会政策担当者会議メンバー、市監査委員等を歴任。みらい川崎市議団前団長、現在、まちづくり委員会委員。
- ◆ボーイスカウト川崎第54団所属、宮前区少年野球連盟顧問、宮前区グレートボール協会顧問。原水禁川崎市連事務局長。
- ◆尊敬する人物/ケネディー元アメリカ大統領
- ◆好きな作家/司馬遼太郎、宮城谷昌光 ◆好きな言葉/知行合一
- ◆妻、二男(24才と20才)の4人家族。有馬在住。

図②

市域で納付された県税額及び県税の市会計への還元額

区 分	決 算 額		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市域から徴収された県税額 (千円)	139,853,169	142,084,895	154,377,142
市会計に還元された県税額 (千円)	63,554,327	75,313,628	73,594,953
還 元 率	45.4%	53.0%	47.7%